

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。

先週、私は本委員会で、原発再稼働問題に関連いたしまして、原発に対する核ミサイル攻撃や爆撃について質問いたしました。原子力規制委員会は、改正原子炉等規制法に基づく新しい安全基準では核ミサイルによる攻撃を想定したような安全対策までは求めていないと答弁されました。

そこで、原子力規制委員会に伺いますが、原発に対する核ミサイル攻撃や大規模な爆撃など、原子力規制委員会が対応できないリスクが原発には存在するということをお認めになりますか。

○政府参考人(櫻田道夫君) 今委員の御指摘のございました新しい安全基準、これを今原子力規制委員会で検討中でございますが、その骨子案におきましては、テロに対する備えといたしまして、意図的な航空機の衝突等によりプラントが大規模に損傷した状況におきまして、消火活動の実施や、又は格納容器の損傷を緩和するために必要な対策を求めているというところでございます。

御指摘の核ミサイル攻撃や戦闘機による大規模な爆撃を原子力発電所のリスクとしてとらえて対応するべきかどうかにつきましては、この安全基準の検討過程においては個別に取り上げた議論はしておりません。

○はたともこ君 原発再稼働については、原子力規制委員会が新安全基準などに基づいて安全性が確認されたら再稼働ということになっているようですが、原子力規制委員会では対応できない原発のリスクは私は当然あるということになると思います。そういうことでございますので、原子力規制委員会の判断だけでは再稼働ということにはならないということでしょうか。

○政府参考人(櫻田道夫君) 原子力規制委員会では、現在作成中の新たな安全基準を踏まえて原子力発電所の安全性について判断をするということになります。原子力規制委員会は、原子力規制を所掌するという観点から、科学的、技術的に原発の安全性を確認するということが役割でございます。再稼働について判断するという立場にはございません。

○はたともこ君 先日、茂木大臣はこの問題について、核ミサイルによります原発への攻撃については、原子力の安全規制の枠組みの対応ではなくて、国として外国から核ミサイル攻撃に対してどう対処するのか、こういう枠組みの下で対処されるべきだと思っております、安全保障会議、防衛省等々におきまして適切に対応していきたいと思っておりますと答弁されました。

そこで、まず防衛省に伺いますが、防衛省は原発への核ミサイル攻撃や大規模な爆撃を想定していますか。

○政府参考人(真部朗君) 今先生おっしゃったような核ミサイルによる原発に対する攻撃ということになりますと、私ども、武力攻撃事態と、武力攻撃の一環として行われることが考えられるかと思えます。この点につきましては、私ども、武力攻撃につきましては、まず自衛隊を体制を整備し、あるいは米軍との日米安保体制によりまして、そういうことが起こらないようにふだんからするというのがまず基本的な考え方ではございます。

その上で、そういったいわゆる抑止が中心となりますが、まずそれが、その抑止が破れる場合もございます。その場合には、今おっしゃったような弾道ミサイル等による原子力発電所に対する攻撃といったことも含めまして、様々な武力攻撃の態様を私どもとして想定しまして、それに対する対処の計画を持ち、それに基づいて、それに沿って訓練をふだんから行っているということでございます。

恐縮でございますが、その具体的内容につきましては、言わば手のうちを見せることになりますので差し控えをさせていただきたいと存じます。

○はたともこ君 それでは、防衛省は、原発への核ミサイル攻撃や大規模な爆撃に対してどう対応するのかということについては、手のうちを見せるということになるのでお

答えはしていただけないということによろしいのでしょうか。

○政府参考人(黒江哲郎君) 個別具体的な対応の内容につきましては、先ほど真部の方からお答え申し上げましたように、手のうちを明らかにすることになりますのでお答えできませんけれども、あくまでも一般論として申し上げます。

一般論として申し上げますと、我々、その種の攻撃につきましては、例えば爆撃機等につきましては、平素であれば自衛隊が行っておりますいわゆるスクランブル、対領空侵犯措置、あるいは、これは既に事例がございますが、弾道ミサイルによる攻撃といったものが予想される場合には自衛隊法に基づいて弾道ミサイル等に対する破壊措置といったもので、ちょうど去年の十二月も、あるいはその四月もございました、そういった対応をいたします。さらに、これが自衛権の行使を必要とするといったような場合においては、自衛隊法七十六条の防衛出動という枠組みに従いまして、我々が平素から持っております、整備してきております弾道ミサイル防衛システム、あるいは航空自衛隊の要撃機、あるいは地对空ミサイルといった装備を使いまして被害が発生しないように対応するというところでございます。

○はたともこ君 内閣官房に伺いますが、原発に対する核ミサイル攻撃や大規模な爆撃による住民の避難計画は、安危、内閣官房副長官補付きの安全保障・危機管理担当の任務であると昨日伺いましたが、原発に対する核ミサイル攻撃や大規模な爆撃が起こった場合の住民避難計画は現在どのようになっているのか、そういう事態を想定しているのかも含めてお答えください。

○政府参考人(武藤義哉君) お答えいたします。

ただいま防衛省の方から自衛隊の対応について答弁ありましたけれども、自衛隊が爆撃機や弾道ミサイルを迎撃したにもかかわらず、万が一、今御指摘のような状況に至る、そういったことも含めて、武力攻撃事態などに該当する場合に住民の避難等の措置を迅速かつ的確に行うことができるように、これは国民保護法に基づきまして、政府として国民保護基本指針や各省庁の国民保護計画を策定するとともに、各自治体等においても国民保護計画を策定をしているところでございます。

いずれにいたしましても、政府においては、平素から各種事態への実効的な対応を可能とするよう様々な検討等を行っているところでございまして、お尋ねのような事態も含めまして、国民の安全、安心の確保のために引き続き万全を期してまいりたいと、このように考えてございます。

○はたともこ君 内閣官房、国として原発に対する外国からの核ミサイル攻撃に対してどう対処するのか、先日の本委員会で茂木大臣が私への答弁の中で言及された安全保障会議はその場合はどのように対応するのか、教えてください。

○政府参考人(武藤義哉君) 安全保障会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関でございます。仮に、お尋ねのような事態、これが武力攻撃事態に該当すると考えられる場合には、事態対処法に基づきまして、政府として事態認定を含む対処基本方針について閣議決定をするということになっておりますけれども、それに当たって、まず安全保障会議を開催をして、その審議を経るといふこととされているところでございます。

いずれにしても、政府としては、様々な緊急事態に適切に対応できるよう危機管理対応に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○はたともこ君 では、もう時間がございませんので、最後に茂木大臣に伺いたいと思っておりますが、二点伺います。

原発には外国からの核ミサイル攻撃や原子力規制委員会が対応できない大規模な爆撃のリスクがあるとお考えになりますか。そして二点目が、その場合、原子力規制委員会では対応できないわけですから、原子力規制委員会の対応できないリスクに対する原発の安全性の評価を一体誰がするのか、大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(茂木敏充君) 例えば、核ミサイル攻撃、それは様々な事態というのを想

定しなきゃならない、もちろん基本は抑止であります。ただ、例えば人への攻撃、大都市への攻撃、様々な重要インフラへの攻撃、それを規制委員会でやることはできないんだと思います。

基本的には、ミサイル攻撃、こういう事態に対して専門の部隊が、また国としての意思決定の下でそういったことを行っていくということでありまして、これを原子力規制委員会の枠内でとらえるという考え方自体に私は無理があるんじゃないかなと思います。

○はたともこ君 二問目ですけれども、では、そうなりますと、原子力規制委員会の対応できないリスクに対する原発の安全性の評価というものは一体誰がするのかということを、大臣の御見解を最後に伺いたいと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 原発の安全性につきましては、原子力規制委員会において判断をいたします。そして、様々な重要インフラ、これにつきましては、それぞれの所管省庁でこの安全性であったりとか様々な規制を行っているわけでありまして。

そして、先ほど申し上げたように、外国からのこういった核ミサイルについて、いや、この省庁ではできません、国土交通省ではできません、環境省ではできません、だから安全規制は全く成り立ちませんということには私は論理としてならないんじゃないかなと思います。

ですから、大規模な核攻撃等々については、国全体として決められた機関におきましてきちんと対応していくということでありまして、それは内閣でありますし、また実際の行動部隊としては自衛隊がこれを行うと、アメリカと連携をしながらということになってまいります。

○委員長(増子輝彦君) はたともこさん、時間が過ぎております。これにて終了してください。

○はたともこ君 はい。

もうまとめますけれども、原子力規制委員会は、原発に対する核ミサイル攻撃や大規模な爆撃については想定をしていないという趣旨の御答弁でございまして、安全の評価はできないということですが、それに対して今、大臣は、原発については原子力規制委員会というふうにご答弁されたというふうには私は理解いたしました。そういうことではなかったんでしょうか。

○委員長(増子輝彦君) はたともこさん、時間が終了しておりますから、これにて終了してください。

○はたともこ君 はい。

また引き続き質問させていただきますので、今日はこれで終了いたします。